

木造長屋タイプ^(※1)のBELS評価手数料について(税込表示)

■BELS評価手数料(円)

評価種別	2戸	3戸以上
BELS評価手数料	88,000	82,500 + 16,500 × M
BELS評価手数料 評価書等活用① (※2) (外皮基準のみ活用)	44,000	44,000 + 7,700 × M
BELS評価手数料 評価書等活用② (※3) (外皮基準及び一次エネルギー活用)	22,000	22,000 + 5,500 × M
BELS評価手数料 外皮仕様基準③ (※4)	55,000	55,000 + 7,700 × M
変更BELS評価手数料 (※5)	41,250 + 11,000 × M'	
再発行手数料	1評価書 5,500	

M = 評価対象住戸数
M' = 変更対象住戸数

※注意事項

(※1) ここでいう「木造長屋タイプ」は、原則として構造が木造の長屋だが、共用廊下がある場合でも、共用部の一次エネルギー消費量計算が生じない(評価しない)住宅を指す。

ただし、建築物基準法施行規則別表で定める長屋ではない場合においても、一定の住戸プランが反復するような共同住宅(九州住宅保証が認める場合に限る)においても、木造長屋タイプとして扱うことができる。

住棟評価は別途見積

(※2) 設計住宅性能評価(5-1)、長期使用構造等確認

(※3) 設計住宅性能評価(5-2)、長期使用構造等確認、低炭素建築物技術的審査

(※2、※3)評価書等活用を利用する場合は、活用する評価書等が交付されている場合に限る。

(※4) 各住戸の部位の仕様が同一の場合に限る。

(※5) 「変更BELS評価手数料」において、審査を伴わない名称等の変更手数料は、1評価書あたり16,500円とする。

(※6) 評価業務規程第11条のプレート等の交付をする場合は事務手数料として5,500円を加算する。

(※7) 電子申請の場合で評価書等の電子交付を行う場合、紙面の評価書発行を希望する場合は、上表に住戸あたり2,200円を加算する。